

平成 3 0 年度行政運営方針（案）  
におけるポイント

～ 平成 2 9 年度第 2 回岩手地方労働審議会資料 ～

岩手労働局

# 岩手労働局が取り組むべき課題と今後の対応について

## 1 東日本大震災からの着実な復興のための取組

### (1) 復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底

#### 【現状】

復旧・復興工事の本格化に伴い、沿岸部における建設工事現場での労災死傷者は、震災前（平成22年以前）の年間合計の60人台から、平成25年以降はほぼ1.5倍から2倍の状況で、平成29年（平成30年1月末現在速報値）は平成28年同期より増加し、依然として高水準で推移。

～県内全産業及び沿岸管轄署の建設業における死傷者数（合計）の推移～

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28(H29.1)	H29(H30.1)
死傷者数（人）	1,222	1,280	1,367	1,458	1,478	1,316	1,305	1,272	1,315
うち沿岸管轄署：建設業（人）	64	111	90	133	124	108	121	120	121（+1）

#### 【取組】

- 震災関連の土木工事、住宅等建築工事等に加え、台風被害の復旧工事の施工による災害増が懸念  
⇒人材・人手不足による、安全管理体制の弱体化や安全衛生教育不足などが課題
- 取組事項  
足場等からの墜落災害防止、重機接触災害防止、安全衛生教育の徹底等

- ・ 監督指導、集団指導、安全パトロール等の実施
- ・ 関係団体等と連携した講習会等の実施

- ・ 地区単位の連絡会議を沿岸4署で開催（発注者、団体、国等）
- ・ エリア別協議会の設置・開催



### (3) 本格復興に向けた安定的な雇用への支援

#### 【現状】

- ① 震災以降、求人数は震災復興関連求人を中心に大幅に増加
- ② 特に、沿岸部においては、震災等による人口減少及び正規雇用の増加により求職者が減少  
⇒ 建設関連分野を始めとして求人充足が課題

- 最近の雇用情勢（平成30年1月）
  - ・ 月間有効求人倍率（季節調整値は）1.46倍  
※平成25年5月以降57ヵ月連続1倍台、平成27年7月以降は1.2倍台で推移
  - ・ 月間有効求人数（季節調整値）は30,546人（平成23年11月から75ヵ月連続2万5千人を超える水準が続く）  
※震災直前の平成23年2月（17,208人）に比べ約13,338人の大幅増加
  - ・ 月間有効求職者数（季節調整値）は20,928人  
※震災後減少傾向が続いており、震災直前の平成23年2月（33,899人）に比べ12,971人の大幅減少

#### 【取組】

##### ① 求人・求職双方へのマッチングの強化

マッチング機会を増やすために、合同・業種別面接会、求人説明会及び工場見学会の積極的な開催

正社員求人への転換や賃金の改善等の雇用管理改善を提案

ハローワーク求人情報を管内各自治体窓口の他、コンビニエンス・ストア店頭にて常備

求職者が必要な資格を取得できるよう公的職業訓練で建設関連分野等の人材育成に対応した訓練コースの設定

職業訓練生が事業所と直接面談できる就職面接会・事業所見学会の実施

##### ② 安定的な雇用確保のための支援

企業に対して産業施策と一体となった雇用面での支援を行う「事業復興型雇用確保助成金」の活用を促す。併せて移転費の活用についても積極的に周知し活用を推進する。

安定所においては、当該企業と求職者のマッチング支援を行う。

## 2 「働き方改革」の着実な実行や人材投資の効果等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

### (1) 同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善

#### ア 非正規労働者の均等・均衡待遇、正社員転換の推進

##### 【現状】

非正規雇用労働者は、正規雇用労働者と比べて雇用が不安定で、賃金が低く、能力開発機会が少ない。

##### 【取組】

- ① 正規雇用労働者との不合理な待遇格差に向けた事業主の取組、労使の話し合いを促進するための支援の実施。
- ② 差別的取扱いの禁止や均衡待遇、正社員転換推進の措置等に重点を置いた、パートタイム労働者の割合の高い事業所等への計画的な報告徴収の実施。
- ③ 新たに「働き方改革推進支援センター」を設置し、非正規労働者の処遇改善、労働時間制度、賃金制度等に関する相談対応、セミナーの開催等を実施。

#### イ 無期転換ルールの円滑な運用や多様な正社員の普及

##### 【現状】

労働契約法に基づく有期労働契約の無期転換申込みが平成30年4月1日から本格的に始まることを踏まえ、制度の周知徹底、導入支援、相談支援を行い、無期転換ルールの円滑な運用や、職務・勤務地・勤務時間を限定した「多様な正社員」制度の普及を図ることが必要。

##### 【取組】

- ① 雇用管理措置に係る計画の認定申請の円滑な処理。
- ② 「無期転換ルール」・「多様な正社員」制度に係るパンフレット配布や説明会実施等による周知。
- ③ 「働き方改革推進支援センター」を設置（再掲前項）

## (2) 長時間労働の是正や安全で健康に働くことのできる職場づくり

### ア 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

(ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

(イ) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインの周知・徹底

(ウ) 過労死等防止対策の推進

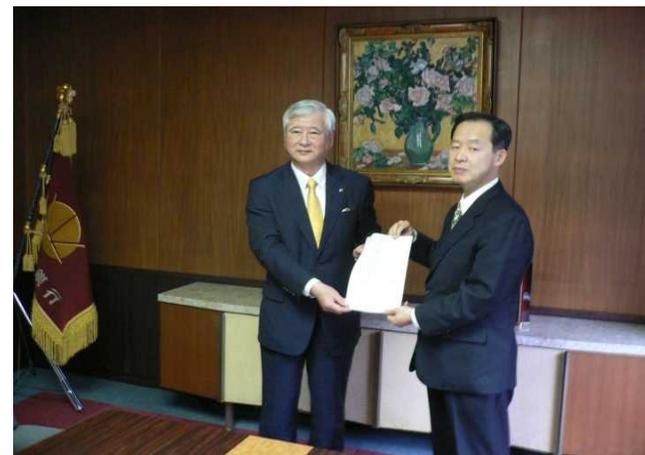
#### 【現状】

平成28年 平均年間総実労働時間 1,885時間（全国平均1,783時間、全国4番目の長さ）

平成28年 平均年次有給休暇の取得率 48.07%（全国平均50.95%、全国37番目の取得率）

#### 【平成30年度の取組】

- ① 時間外・休日労働時間数が80時間超の事業場へ全数監督
- ② 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知による使用者の労働時間管理の徹底
- ③ 過労死等防止啓発月間の周知、同対策推進シンポジウムの開催
- ④ 「働き方改革推進支援センター」を設置（再掲 P 6）



岩手県経営者協会会長へ長時間労働削減等の取組について要請（平成29年10月25日）

## (工) 年次有給休暇の取得促進

### 【現状】

2020年までに70%とする政府目標を目指し、年次有給休暇の取得促進に向けた普及啓発と、平成30年度から実施される学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせた年次有給休暇の取得に取り組む必要がある。

### 【取組】

- ① 連続した休暇を取得しやすい夏季、年末年始、ゴールデンウィークのほか、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、重点的な周知・広報を行う。
- ② 地方自治体と連携し、学校休業日に合わせた年次有給休暇の取得促進を図る。

## (オ) 早期の紛争解決に向けた体制整備等

- ① 労働問題に関する相談にワンストップで対応するため、総合労働相談コーナーにおける相談体制整備を図る。
- ② 労働局長による助言・指導、紛争調整委員会による「あっせん」等により個別労働紛争の早期の解決を促進する。

## イ 医療従事者等の業種ごとの勤務環境の改善等

県が設置している医療勤務環境改善センターが、医療労務管理支援事業を適切に運営できるよう県と連携し、適切な情報提供を行うなどの支援を行う。

## ウ 第13次労働災害防止計画の初年度における取組

### (ア) 労働者が安全に働くことができる環境整備

【目標】 2017年度と比較して2022年度までに

- ① 死亡災害を30%以上減少させる
- ② 休業4日以上之死傷災害を5%以上減少させる

### 【取組】

- ① 建設業、製造業、林業、小売業、社会福祉施設、道路貨物運送業を中心とした取組の推進。
- ② 転倒災害、交通労働災害、腰痛、熱中症、非正規雇用労働者などへの対策。

## (イ) 健康に働くことができる職場環境の整備

### a メンタルヘルス対策

- ① 過重な長時間労働やメンタルヘルス不調などにより過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、労働者が安心して産業医による面接指導や健康相談を受けられる環境整備の促進。
- ② ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及等の職場におけるメンタルヘルスの取組の促進。
- ③ 「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づく事業場、企業本社に対するメンタルヘルス対策の特別指導の確実な実施。

### b 化学物質対策

- ① ラベル表示、安全データシート（SDS）交付・入手の徹底及びリスクアセスメントの確実な実施等に取り組む。
- ② 今後の石綿使用建築物の解体工事の増加見込みに係る石綿ばく露防止対策の更なる強化。

## (3) 柔軟な働き方がしやすい環境整備

### ア テレワークの導入支援及び自営型テレワークの就業環境の整備

- ① 「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」及び「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知。
- ② 局幹部による企業への働き方改革要請、各種会議や働き方休み方改善コンサルタントの活用によるテレワークのメリット等の周知。

### イ 副業・兼業の促進

「副業・兼業の促進に係るガイドライン」及び改訂版モデルの就業規則の周知。

## (4) 生産性向上、賃金引き上げのための支援

### 【現状】

① 岩手県最低賃金は、11年ぶりに10月1日の早期発効となった 716 円→**738円** (+22円 引上げ率：3.07%)



② 岩手県特定（産業別）最低賃金額も年内（12月30日）に発効となった

百貨店、総合スーパー **(新設)**

**780円** 各種商品小売業のうち、従業員50人以上のもの

鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

790円→**809円** (+19円 引上げ率：2.41%)

光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

774円→**790円** (+16円 引上げ率：2.07%)

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

756円→**775円** (+19円 引上げ率：2.51%)

各種商品小売業 **(据え置き)**

**767円** 各種商品小売業のうち、従業員50人未満のもの

自動車小売業

800円→**819円** (+19円 引上げ率：2.38%)

③ 最低賃金に係る重点監督指導結果《平成30年1月末速報》

平成29年度の重点監督指導では214事業場のうち、16事業場に違反（違反率7.5%）

監督実施事業場の労働者数3,360人のうち、77人が最低賃金未滿（未滿労働者の比率2.3%）

### 【取組】

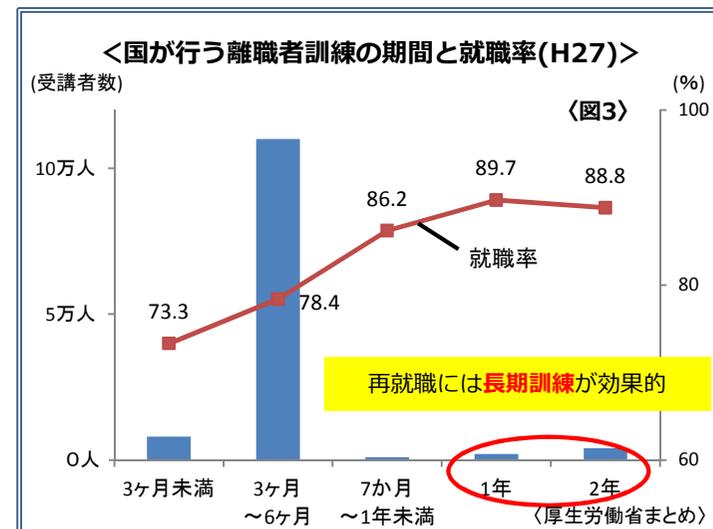
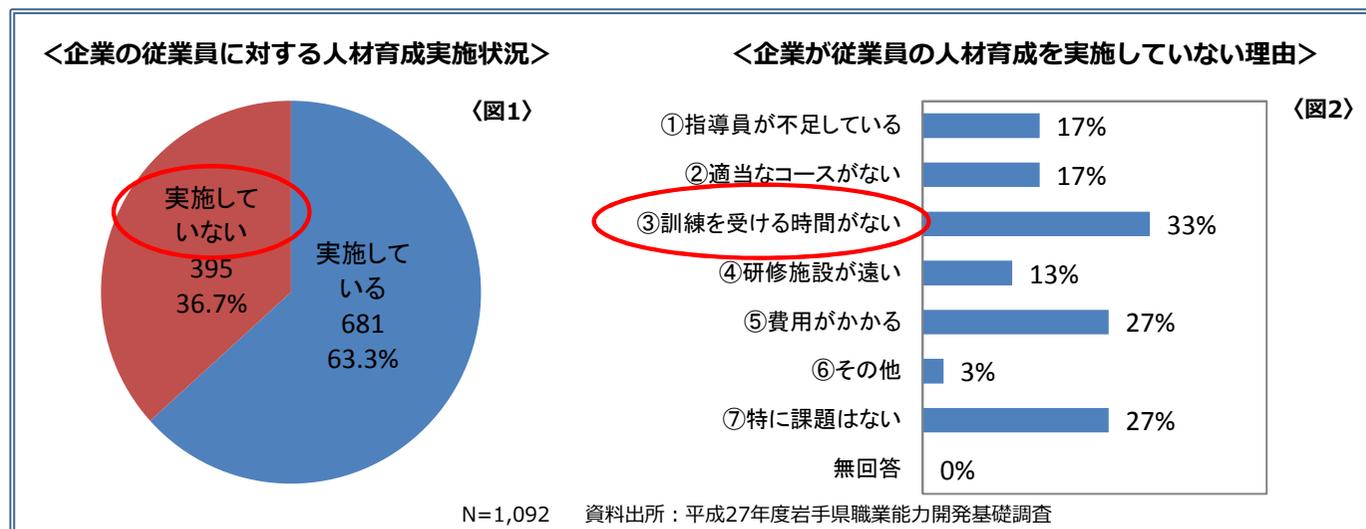
ア 生産性向上、賃金引き上げのための支援

- ① 関係機関、事業主団体、金融機関等とも連携した助成金の割増しに係る「生産性要件」の周知。
- ② 人事評価制度や賃金制度の整備を通じて生産性向上を図り、賃金アップを実現した企業に対する助成など雇用管理改善を取組む事業主への支援。
- ③ 金融機関と連携し、労働生産性向上に資する設備投資等により雇用管理改善を図った事業主への助成。
- ④ 「働き方改革推進支援センター」を設置（再掲 P 6）

## イ 生産性向上に資する人材育成の強化

### 【現状と課題】

- ① 人口減少社会、人手不足を克服し経済の好循環を維持するため、中小企業等の生産性向上に向けた人材育成支援の充実・強化を図る必要がある。（人材育成を実施していない企業が約4割）【図1】
- ② あらゆる産業でITとの組み合わせが進行する中、働く人々のIT力の強化を図る必要がある。（企業も求職者もPC系の訓練を望む声が多い/H29訓練ニーズアンケート調査：岩手労働局）
- ③ 能力機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等の正社員就職を実現するため、長期訓練を推進する必要がある。（1年～2年の長期訓練の方が就職率が高い）【図3】



### 【取組】

① 企業個々の課題やニーズに対応した人材育成プランを提案し、オーダーメイド型訓練を実施する「生産性向上人材育成支援センター」の活用促進のための効果的な周知・広報を実施。（図2の状況への対応：訓練は平日の昼間だけではなく夜間・土日も実施。ポリテク岩手での実施だけではなく訓練指導員を企業へ派遣。）

② 社会人が標準的に装備しておくべき基礎的ITリテラシーを習得する職業訓練の設定を促進。

③ 国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期の職業訓練を推進。（H30年度：岩手では29年度までの介護福祉士、保育士に加え、情報、調理師、理美容師コースを追加。全2年課程。）

## (6) 人材確保対策、地方創生の推進

### ア 人材不足分野等における人材確保等の総合的な推進

#### 【現状】

雇用情勢が着実に改善し求職者が減少する中で、福祉、建設、警備、運輸分野などにおいて人材不足が顕著になっている。⇒ 人材確保等のため、雇用管理改善、生産性向上等に取り組む事業主等を支援し雇用管理改善の推進を図ることが重要。

#### 【取組】

#### (ア) 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進

人材確保等支援助成金（仮称）の活用による雇用管理改善の推進等を図る

求人受理、求人充足サービス等のあらゆる機会を活用し、事業主の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進する

労働局主催による雇用管理改善セミナーの実施

「働き方改革推進支援センター」を設置（再掲 P 6）

#### (イ) マッチング支援の強化

〈福祉、建設、警備、運輸分野等〉  
盛岡所に「人材確保対策コーナー」を設置し、自治体、関係機関とも連携し就職支援の実施と求職者セミナー、施設見学会、面接会を開催

〈医療分野〉  
岩手県ナースセンターと連携し、有資格者情報、病院情報を共有し、就職支援、復職講習への参加勧奨を図る

〈保育分野〉  
「保育士マッチングプロジェクト」に取組み未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底  
職場見学会と面接会を同時に行うツアー型面接会の実施

#### (ウ) 能力開発の促進

地域訓練協議会の下、建設、保育、介護等の人材不足分野の人材育成強化等を重点とした平成30年度岩手県地域職業訓練実施計画を策定

福祉、国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期訓練を促進（平成30年度は、29年度の介護福祉士、保育士に加え情報系等を追加）【再掲】

## イ 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

### 【現 状】

- ① 岩手県と岩手労働局及び北上市と岩手労働局の雇用対策協定に基づき雇用対策を実施。
- ② 「県央総合就業支援拠点」「県南総合就業支援拠点」において就労支援事業の一体的実施事業を推進。
- ③ 市町村の福祉事務所等に就職支援ナビゲーターを派遣し、生活保護受給者等の就労による自立を促進。
- ④ 少子高齢化、人口の流失の拡大により人口減少が続いていることなどにより、構造的な雇用改善に至っていない地域が多い。⇒ 地域の創意工夫を活かした雇用創造の推進による、産業振興と人口減少の歯止め  
に資するため、安定した良質な雇用機会が必要。
- ⑤ UIJターンの積極的な推進が必要。

### 【取 組】

#### (ア) 雇用対策協定に基づく雇用対策の推進

岩手県と労働局が連携し求職者の就職促進と人手不足職種を中心とした県内企業の人材確保等の実施

北上市と労働局が連携し、新卒者の県内就職支援や障害者の就労支援等を実施

#### (イ) 地方自治体とハローワークの協定に基づく一体的実施事業の推進

運営協議会で設定した目標の管理及び目標の達成

地方自治体との調整に当たっての国の意思決定の迅速化

利用者情報の共有の一層の推進

#### (ウ) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

福祉事務所等にハローワーク相談員を派遣して「生活保護受給者等就労自立促進事業」を推進

盛岡市庁舎内の一体的実施施設においてハローワークと盛岡市が一体となった就労支援を実施

特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の支給により生活困窮者等の就労による自立を促進

## (工) 地方創生の推進

### a 地域の実情に即した雇用の創出並びに人材育成等の雇用対策

「実践型地域雇用創造事業」の実施地域である二戸、久慈地域でのハローワークとの連携、未実施地域自治体への実施検討依頼

「戦略産業プロジェクト」で実施する工場見学交流会等各種事業へのハローワーク求職者への情報提供等の連携実施

公的職業訓練の枠組みでの対応できない人材育成プログラムの開発・実施に係る支援

地域雇用開発助成金の活用による雇用機会拡充を図る

企業誘致の際の自治体への積極的な活用周知

### b U I J ターンの推進

東京圏及び宮城の労働局と連携を図り岩手県への就職希望者への各種情報の提供

地方自治体の取組とも連携したU I J ターン求人の開拓

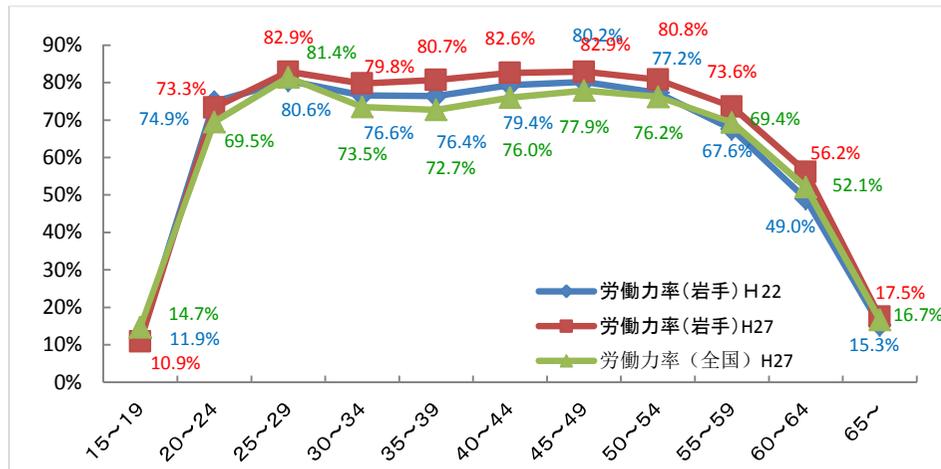
### 3 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

#### (1) 女性の活躍推進

##### 【現状】

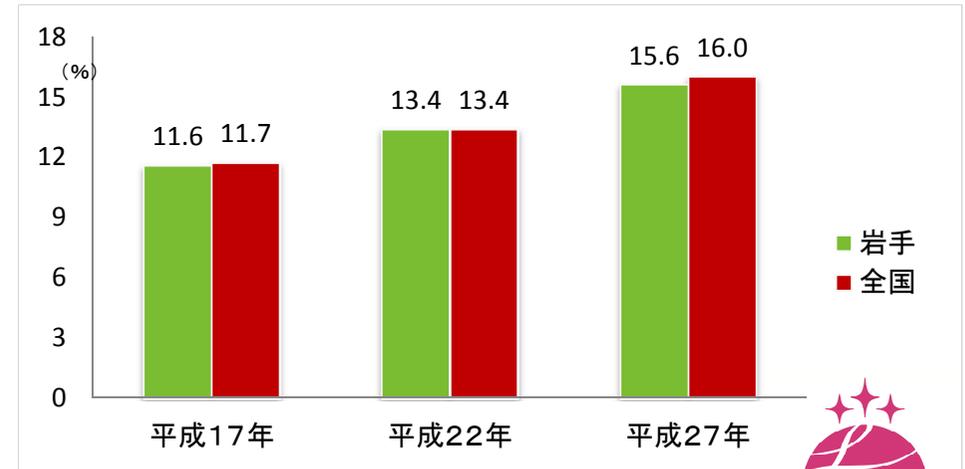
- ①岩手の女性の年齢階級別労働力率は、平成22年の前回の調査に比べてほとんどの年代で上昇している。
- ②管理的職業従事者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、15.6%と男性の84.4%と比べて依然低い状況にある。
- ③仕事と子育ての両立を希望するも、諸般の事情で就業できない女性等が存在する。
- ④助成金の活用による両立支援に積極的に取り組む事業主への支援及び一人ひとりの希望や状況に応じたきめ細やかな支援が必要。
- ⑤専門実践教育訓練給付による再就職支援及び公的職業訓練における短時間訓練コースや託児サービス支援の実施が必要。

女性の年齢階級別労働力率



「国勢調査」(総務省)

管理的職業従事者に占める女性の割合



「国勢調査」(総務省)



##### 【取組】

#### ア 多様な女性活躍の推進等

##### (ア) 女性活躍推進法の実効性確保

女性活躍推進法に基づく企業の行動計画の策定・届出等の促進

優良企業認定「えるぼし」認定基準の周知及び取得支援

## (イ) 職場におけるハラスメント対策の総合的推進

職場におけるハラスメント対策の予防・解決に向けた取り組みの推進

## (ウ) 女性のライフステージに対応した活躍促進

ハローワークのマザーズコーナーを中心に、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介の実施

仕事と子育てを両立しやすい求人を開拓し、検索しやすい方法での情報提供の実施

地方自治体との連携による各種セミナー出張相談の実施による求職者支援の実施

「岩手子育て女性の就職支援協議会」などの開催により地方自治体等との連携の在り方等を協議し、子育て女性の支援を実施

## (エ) 母子家庭の母等の雇用対策の推進

家庭環境に配慮した職業相談・職業紹介の実施

職業訓練や各種雇用関係助成金の活用による就職支援の実施

「出張ハローワーク!ひとり親全カサポートキャンペーン」の実施

## イ 子育て中の女性のためのリカレント教育の充実

各地域の訓練機関に県内全託児施設に関する情報（受入可能な時期や規模等）を提供し、託児サービス付き訓練コースの設定拡大を図る

子育て中の女性等に配慮した訓練コースの設定促進に向け、各機関と連携し、訓練機関に対する訪問等による働きかけを実施

## (2) 若者や就職氷河期世代の活躍促進

### 【現状】

平成30年3月新規学校卒業予定者の30年1月末時点の就職内定率は高校・大学ともに高水準。  
新規学卒者の正社員就職、地元就職、職場定着、フリーター等の正社員転換、若者の早期離職防止が課題。

#### ○平成30年3月新規学校卒業者の就職状況

##### ①新規高校卒業者（平成30年1月末日現在）

- ・就職内定率 

全体	96.5%	（前年同期比	-0.6P）	※過去3番目（平成9年3月卒以降）
県内	95.2%	（同	-0.9P）	※過去3番目（"）
- ・県内就職内定割合 

64.8%	（同	-0.5P）
-------	----	--------

##### ②新規大学卒業者（平成30年1月末日現在）

- ・就職内定率 

全体	83.1%	（前年同期比	+4.3P）	※過去1番目（平成22年3月卒以降）
県内	82.9%	（同	-1.2P）	※過去4番目（"）
- ・県内就職内定割合 

41.8%	（同	+1.7P）
-------	----	--------

#### ○平成26年3月新規学校卒業就職者の3年以内離職率 ※（ ）内は全国平均

- ・高校41.3%（40.8%）
- ・短大等39.7%（41.3%）
- ・大学40.0%（32.2%）

### 【取組】

#### ア 新卒者等への正社員就職の支援

新卒求人にかかる「青少年雇用情報の提供」及び「労働関係法令違反等の求人者の求人不受理」の実施

事業所訪問等による企業等に対するユースエール認定制度活用促進及び若年者等に対するユースエール企業に関する情報発信

#### イ フリーター等の正社員就職の支援

わかもの支援コーナー・窓口を中心とした担当者制によるニーズに応じた支援

長期的にフリーターとなっている者を対象とした就職支援セミナーの実施

正社員求人を中心としたミニ面談会の開催

## ウ 新規学卒就職者の職場定着の促進

地域振興のため、いわてで働こう推進協議会の各構成団体と連携して、地元企業の認知度の向上、県内企業の魅力化の推進により、地元就職を促進

岩手県、ふるさといわて定住財団と連携した就職説明会・面接会及び首都圏 U I J ターン面接会の実施

ハローワーク利用の就職者を主な対象とした事業所訪問による定着支援

就職内定者、若年社員及び育成担当者層向けセミナーの開催

卒業年次前の学生・生徒対象の、地元企業及び職業理解のための企業ガイダンス等の実施

## エ 若年無業者等の社会的・職業的自立支援

地域若者サポートステーション（盛岡・宮古・一関）における自治体等関係機関と連携した職業的自立に向けた各種セミナーや職場体験等の支援の実施

### (3) 治療と仕事の両立

## ア がん患者等への就職支援

盛岡所に就職支援ナビゲーター（長期療養者支援分）を配置し、がん診療連携拠点病院等との連携により、出張相談や個々の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介等の就職支援を実施

事業主向けセミナーの実施。

## イ がん患者等への就業支援

障害のある労働者やがん等の反復・継続して治療が必要となる労働者のために、勤務制度や柔軟な休暇制度を導入し、両立支援の専門人材（両立支援コーディネーター等）を配置した企業への助成により、職場環境の整備を促進する

## (4) 障害者等の活躍推進

### 【現状】

民間企業における障害者の雇用状況は、実雇用率・雇用障害者数ともに過去最高を更新し、2年連続で法定雇用率（2.0%）を上回ったが、法定雇用率を達成している企業の割合は57.5%に止まっている。

また、平成30年4月からは精神障害者の雇用義務の追加による法定雇用率引上げ（2.0%→2.2%）が予定されている。

今後は、新規障害求職者数の伸び率が高い精神障害者を中心に、障害者雇用の促進を図るため、事業主の障害者雇用に対する理解を促進するとともに、中小企業の障害者雇用への不安を解消していく必要がある。

#### ○障害者雇用状況

- ① 民間企業における雇用状況（平成29年6月1日現在） ※岩手県内に本社を置く50人以上規模企業（939社）
  - ・ 法定雇用率達成企業数 540社（57.5%）
  - ・ 実雇用率 2.16%（前年比 +0.09 P；過去最高を更新）〔全国1.97%〕
  - ・ 雇用障害者数 3,089.0人（前年比 +5.5%；+161.5人；過去最高を更新）
- ② 岩手県内ハローワークにおける新規障害求職申込件数（平成29年3月末）
  - ・ 2,010人（前年度比 +4.7%；+90人）
  - ※障害種別内訳：身体542人（前年度比▲9.2%） 知的328人（同+4.8%） 精神970人（同+12.0%）  
その他170人（同+18.1%）

### 【取組】

(ア) 法定雇用率引上げに伴う就労支援の強化（精神障害者の支援については（イ）参照）

障害者雇用ゼロ企業をはじめとする法定雇用率未達成企業に対して、提言型の「チーム支援」を実施

チーム支援、就職面接会及び就職ガイダンス等のマッチング機能強化による障害者の更なる就職促進

職場実習、就労支援セミナー、事業所見学会等による福祉、教育、医療から雇用への移行を推進

障害者を初めて雇用する企業に対する支援やバスツアーの実施等、中小企業に重点を置いた支援策を実施

## (イ) 多様な障害特性に対応した就労支援の推進

精神障害者雇用トータルサポーターによる求職者・事業主双方への支援、トライアル雇用の活用、医療機関とハローワークが連携して就労支援に取り組むモデル事業等による精神障害者の更なる雇用支援を推進

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の実施により、職場における環境づくりを推進

ハローワークに発達障害者、難病患者への専門的支援を行う相談員を配置して、障害特性に配慮した就労支援を実施

## (ウ) 障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る事業主支援

障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供の履行確保のための事業主への助言・指導の実施

紛争解決援助のための助言・指導・勧告等の適切な実施

事業主等への制度に関する周知及び啓発

雇用分野における合理的配慮事例の収集及び普及への取り組み

## (5) 高齢者の活躍促進

### 【現状】

人口減少の中で社会の活力を維持・成長を持続させるため、働く意欲のある65歳以上の高齢者が活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えていくことが必要。

### ○高齢者雇用確保措置実施状況（平成29年6月1日現在）

- ① 岩手県内に本社を置く31人以上企業規模における雇用確保措置実施状況
  - ・ 実施済企業  
1, 778社 (99.4%) ※全国99.7%
  - ・ 雇用確保措置の内容
    - ◇定年なし 33社 (実施済企業の1.9%)
    - ◇定年引上げ 358社 (同20.1%)
    - ◇継続雇用制度 1,387社 (同78.0%)
- ② 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況
  - ・ 報告した全ての企業 (1,789社) のうち希望者全員が65歳以上まで働ける企業  
1, 565社 (87.5%) ※全国1位、全国75.6%
  - ・ 実施している制度の内容
    - ◇定年なし 33社 (報告した全ての企業の1.8%)
    - ◇65歳以上定年 358社 (同20.0%)
    - ◇65歳以上継続雇用制度 1,174社 (同65.6%)

## 【取組】

### ア 企業における高年齢者の定年延長・継続雇用制度の促進

高年齢者雇用確保措置未実施企業については、企業名公表も視野に入れた指導を行う

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し、高年齢者雇用アドバイザー制度や65歳超雇用推進助成金等、高年齢者雇用に関する支援制度を積極的に活用する

### イ 高年齢者に対する再就職支援の強化

盛岡安定所に設置された高年齢者専用の相談窓口である「生涯現役支援窓口」において、特に65歳以上の高年齢求職者への就職支援を強化する

公益財団法人産業雇用安定センター岩手事務所が実施している高年齢者退職予定者キャリア人材バンク事業について、事業主や高年齢求職者に対する周知に努める

### ウ 地域における就業機会の確保に向けた取組の充実

地方公共団体を中心に設置された協議会が実施する高年齢者の就労促進に向けた事業を支援し、併せて先駆的なモデル地域の普及を図る

シルバー人材センター事業の趣旨を踏まえた適正な運営についての指導に努める。高年齢者のニーズに的確に対応した就業機会の安定的な確保・提供を図る

「岩手県高年齢者活躍促進連絡会議」を通じて関係者との連携を図る

## (6) 外国人材の受け入れ

### ア 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用

外国人技能実習機構に同行しての  
監理団体や実習実施者に対する実地  
検査の実施

監理団体からの労働関係法令違反  
についての通報を受理

技能実習生からの法令違反に係る申  
告への適切な対処

## (7) 生活困窮者等の活躍促進

### ア ハローワーク等における生活困窮者等の就労支援

福祉事務所に設置した所の常設窓  
口の充実を図り、所と地方自治体と  
による一体的な就労支援の実施

特定求職者雇用開発助成金（生活  
保護受給者等雇用開発コース）の活  
用により雇用するインセンティブを  
高める

職場定着支援の充実・強化による  
生活困窮者等の就労による自立の促  
進

地方自治体、福祉事務所に設置さ  
れた所の相談窓口等及びシルバー人  
材センターとの連携による高齢生活  
困窮者等に対する就業支援の実施

# 行政展開にあたっての基本的対応

## 1 総合労働行政機関としての機能（総合性）の発揮

- 四行政(労働基準、職業安定、職業能力開発、雇用均等)間の連携を一層密にし、各種施策を総合的、一体的に推進する。
- 労働問題に関するあらゆる分野の相談は総合労働相談コーナーでワンストップで受付し、必要に応じて労働局内各部・室及び各労働基準監督署・公共職業安定所への取り次ぎを行う。
- それぞれの行政分野で予定している集団指導、説明会等については情報を共有して活用し、共同開催とするなど効果的・効率的な方策を講ずる。

## 2 計画的・効率的な行政運営

- 地域の実情を踏まえた行政運営方針の策定。計画的な行政運営の実施。
- 行政事務の簡素合理化と業務の重点化による効率的な行政運営の実施。
- 業務体制及び組織体制を積極的に見直し、実行性の高いものから順次実施。

## 3 地域に密着した行政の展開

- 地域の経済社会の実情の的確な把握
  - ・ 地域における行政ニーズに応えるため、総合労働相談コーナーに寄せられる相談をはじめ局内各部室で得られた情報を共有し、局全体で共通認識を持った行政対応を行う。
- 地方公共団体との連携
  - ・ 「いわてで働こう推進本部会議」への参画。
  - ・ 「岩手県労働関係連絡調整会議」の開催による労働局長と県知事との労働施策全般にわたる意見交換。
  - ・ 岩手県・北上市と労働局との雇用対策協定に基づく雇用対策の推進及び未締結自治体への働きかけの推進。
  - ・ 岩手県・盛岡市と労働局との協定に基づく一体的実施事業の推進。

○ 労使団体等関係団体との連携

- ・「岩手地域産業労働懇談会」を開催し、労使団体の幹部と意見交換を実施。

【参考】・平成29年 5月15日 岩手県経営者協会  
・平成29年 6月13日 日本労働組合総連合会 岩手県連合会

- ・「岩手地方労働審議会」を開催し、労働行政運営に関する公労使の意見を求めて、行政運営への反映に努める。

【参考】・平成29年12月 6日 第1回審議会  
・平成30年 3月14日 第2階審議会

## 4 積極的な広報の実施

○ 広報活動は、労使はもとより県民全体の労働行政に対する理解と信頼を高めるために重要であることから、積極的に推進する。

① 毎月末の「報道関係記者懇談会」の開催。

- ・「一般職業紹介状況」をはじめとする各行政における重要施策等を発表。
- ・分かりやすい情報の発信。

② 労働局ホームページを活用し、局署所の業務実績、イベント、トピックス等をタイムリーに提供する。

③ 署所の広報媒体、自治体、労使団体の広報紙等の活用、ラジオ、鉄道広告等を利用した幅広い広報の推進。

## 5 労働法制の普及に関する取組

○ これから社会に出て働く若者に対する労働法制の基礎知識を周知することは、労働関係法令の知識不足により問題が発生することを未然に防ぐとともに、職業生活を円滑に進めることに役立つことから、これまでに引き続き積極的に推進する。

① 学生・生徒を対象とする「労働法制セミナー」等の開催。

② ハローワークによる職業意識等の啓発に向けたセミナーの実施。

③ eラーニングシステムによる「今日から使える労働法～Let's study labor law～」及びクイズ形式により労働法制を習得するスマートフォンアプリ「労働条件（R J）パトロール！」の周知拡大。

④ 「アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーン」（4月～7月）の実施。

## 6 保有個人情報の厳正な管理及び情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応

### 【現状】（平成30年2月末時点）

- ・ 個人情報漏えい事案件数5件（内訳：誤交付2件、紛失3件）
- ・ 行政情報公開請求（開示等）件数27件
- ・ 保有個人情報開示請求（開示等）件数23件

### 【取組】

- 保有個人情報の厳正な管理  
関係規定・マニュアルに基づき、署所を含む局内で保有する個人情報（マイナンバーを含む）の厳正な管理を徹底。
- 情報公開制度及び個人情報保護制度の適切かつ円滑な実施等  
各関係手引・マニュアルに基づき、適切な処理、適正な運用を図る。
- 雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いに係る周知徹底  
個人情報取扱事業者に対する個人情報の適切な取扱いに係る周知及び啓発、雇用の分野における個人情報に係る苦情及び相談への適切な対応、個人情報取扱事業者への助言指導等の実施。

## 7 綱紀の保持、行政サービスの向上等

### ○ 綱紀の保持

- ・ 労働行政は、労使をはじめとする県民の信頼を得てこそ業務が円滑に運営されることを念頭に職務を遂行する。
- ・ 「岩手労働局法令順守委員会」を開催し、法令順守の徹底がなされているかを定期的に点検・検証する。
- ・ 労働局が発注する公共事業、役務、物品の購入等の各種契約について、内部機関（岩手労働局公共調達審査会）と第三者機関（岩手労働局公共調達監視委員会）による二重チェックを行う。
- ・ 公務員倫理や法令遵守等に係る研修を計画的に実施する。

【参考】・ 岩手労働局法令遵守委員会（平成29年11月）  
・ 岩手労働局公共調達審査会（平成29年9月）  
・ 岩手労働局公共調達監視委員会（平成29年9月）

### ○ 行政サービスの向上

- ・ 接遇改善や事務処理の迅速化に向けた研修を実施し、窓口対応の効率化等による行政サービスの一層向上に努める。
- ・ 日頃から防災対策を意識するよう努め、災害発生後の業務継続に係る職員の役割分担等の周知を図り、速やかな窓口業務の再開、業務継続の実効性を確保する。

総務部

総務課

庶務・会計・職員の福利厚生等に関すること。  
情報公開・個人情報保護に関すること。

労働保険徴収室

労働保険の適用・徴収に関すること。  
労働保険事務組合に関すること。

雇用環境・均等室

労働局の総合調整、広報に関すること。  
働き方・休み方の改善に関すること。  
男女雇用機会均等に関すること。  
個別労働紛争、総合労働相談に関すること。  
職場のハラスメント（セハラ・パワハラ等）に関すること。  
職業生活と家庭生活の両立支援に関すること。

労働基準部

監督課

労働条件の確保・改善に関すること。  
監督指導に関すること。

健康安全課

労働災害防止対策に関すること。  
労働安全衛生法等に基づく各種届出及び  
免許に関すること。

賃金室

最低賃金、最低工賃に関すること。  
賃金制度改善に関すること。  
賃金統計調査に関すること。

労災補償課

労災補償給付に関すること。  
社会復帰促進等事業に関すること。

職業安定部

職業安定課

職業紹介及び職業指導に関すること。  
雇用保険の給付等に関すること。

需給調整事業室

民営職業紹介事業、労働者派遣事業等に関すること。

職業対策課

高齢者、障害者の雇用の確保等に関すること。  
雇用管理の改善に関すること。  
雇用関係助成金に関すること。（助成金コーナー）

訓練室

求職者支援制度に関すること。

労働基準監督署（県内7署）

第一線機関として、労働条件確保・改善の指導、  
安全衛生の指導、労災保険の給付等を行って  
います。

ハローワーク（県内12所）

地域に密着した総合的雇用サービス機関として、  
職業相談、職業紹介、求人受理をはじめ、雇用  
に関する様々な相談・指導を行っています。

盛岡労働基準監督署

宮古労働基準監督署

釜石労働基準監督署

花巻労働基準監督署

一関労働基準監督署

大船渡労働基準監督署

二戸労働基準監督署

ハローワーク盛岡

ハローワーク沼宮内

ハローワーク釜石

ハローワーク遠野

ハローワーク宮古

ハローワーク花巻

ハローワーク一関

ハローワーク水沢

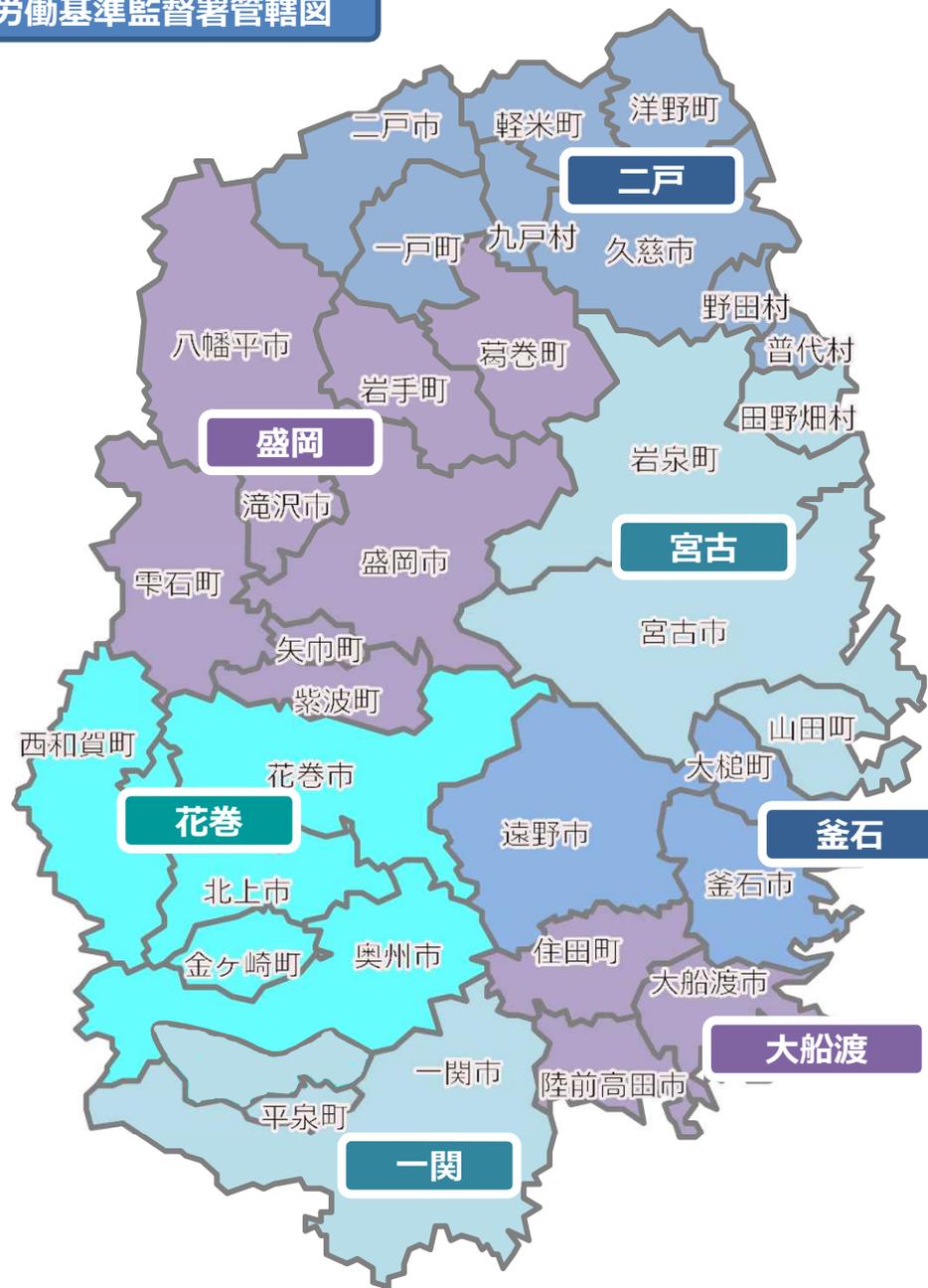
ハローワーク北上

ハローワーク大船渡

ハローワーク二戸

ハローワーク久慈

## 労働基準監督署管轄図



※一関労働基準監督署の管轄は一関市・平泉町のほか、奥州市衣川区・前沢区も含まれます。

## ハローワーク管轄図

